令　和　8　年　11　月　20　日

農林水産省大臣官房参事官（経理）

指名停止措置の概要

1　指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 中造園
奈良県葛城市西辻352－1

2　指名停止の期間及び措置対象区域

令和　8　年 11 月 20 日 ～ 令和　8　年 12 月 19 日　（　1　ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3　指名停止理由

株式会社中造園は、経営業務管理責任者である者及び、営業所専任技術者である者2名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められた。また、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号及び第2号に違反すると認められたことにより、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項本文に該当するとして、令和8年5月8日付けで奈良県知事から指示処分を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4　農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内